

令和5年4月1日

各位

ひたちなか市総務部契約検査課

### 標準約款及び契約書の改正について

公共工事標準請負契約約款が改正されたことに伴い、下記の通り工事請負及び設計等業務委託標準約款を改正します。また、これに合わせ、物品（委託、印刷、売買等）約款においても同様の改正を実施します。

また、危険な盛土等の発生を防止するため、建設発生土がある場合は設計図書及び契約書に搬出先を明記する改正を実施します。

### 記

#### 主な改正点

- (1) 発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件を拡大（暴力団排除の徹底）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社、又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

- (2) 建設発生土がある場合の契約書の様式変更

工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、契約書に「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記載し、設計図書に建設発生土の搬出先を定めることとした。

#### 改正となる約款

建設工事等：工事請負約款，設計等業務委託（コンサル）約款

物品等：業務委託約款，印刷製本約款，物品売買約款

#### 改正日

令和5年4月1日（契約日が令和5年4月1日以降のものに適用）